

一 從御奉行処左の通御触

竹屋町 勇三郎

久保町 又次郎 へ

此度京都西新屋敷より訴出候次第、其方共不埒至極、  
不届の至に候、急度吟味申付方も有之候へ共、用捨  
を以、叱追込申付候、右の趣行司名主より可申付候、

5 「由利家公私之日記」〈抜書〉

(一) 町名主拜命、他

文化八年

閏二月

十一日

一行司御名主由利又右衛門殿より御用有之趣申来罷出  
候所、御奉行様より以御指紙明十二日四ツ時に罷出

可申候様被為仰付候、仍て御受申上罷帰り申候、尤

中町兼帯名主福井八郎左衛門殿并組頭行司伊福屋治

右衛門殿同道にて罷出候事、  
『戌時生年三十四歳』

十二日

一 四ツ時、月番名主由利又右衛門殿并中町兼帯福井八  
郎左衛門殿・行司組頭伊福屋治衛門、我等同道にて  
罷出候所、町御奉行瀬能十太夫様於御宅敷台被為仰  
付候趣は鍋屋九十郎へ居丁名主役被為仰付候、尤月  
番談の上相勤可申候事、并苗氏(字)帯刀御免被為仰付候、  
則御受申上引取申候、八ツ時に麻上下帯刀にて御礼  
に行司名主案内にて廻勤仕候、家数十八軒廻り申候、  
小頭殿より御組衆へは誘引なし、無滞相勤七ツ時に  
罷帰り申候、天氣宜御座候、

十三日

一 組頭中より名主役為飲御酒一荷・扇子一箱・肴一折、  
但し(かさご)どう三ツ入被送呉候、則夫肝煎(使)へ鳥目百疋遣

申候、但し九六耳白、

○九十六文を百文として教える慣習を「九六百」と呼んだ。

「耳白」は無印のことか。

一 御奉行所へ為御礼、肴一籠の内どこう三ツあわび・幾世綿一

樽献上仕候、小頭殿へ幾世綿切手二枚送申候、

十四日

一 早朝、行司組頭大こくや久左衛門井中瀬屋五郎右衛

門昼後可被罷出候様申遣、八ツ時に被罷出候故、九

十郎相動居候、組頭役五郎右衛門殿相動可被申候旨

申付候、此段小頭殿へ披露に可被罷出候旨申付候、

組下へも於五郎右衛門宅組頭行司より其旨可被申付

候様に申付候事、

一 今日九町御名主中より扇子一箱・御樽一ツ・鳥目三

十足此度新役為祝儀月番名主より肝煎持参にて被送

下候、(使者)則夫へ一匁遣候事、

一 夕方福井八郎左衛門方より中町名主簞笥一ツ肝煎太

助持参、則其儘受取置候、

十五日記す、

一 九町名主衆中并欲に尋に預り候衆中へ返礼に廻勤致

候、

十六日

一 行司名主又右衛門殿より骨柳仲間者召連て明十七日

四ツ時に御奉行所へ可罷出候様申来候故、鍋屋定平

骨柳仲間故申遣候、

十七日

一 朝五ツ過に定平名代善二郎召連、行司名主誘引にて

骨柳仲間都合廿式人・御奉行所并小頭殿へも御礼に

罷出候、委細は触帳に記し有之、

十九日

一 早朝五町名主同道にて小田井町入牽御免の願に御奉

行所并小頭殿へ罷出申候、

廿三日

一 今朝改晴、昼後福井八郎左衛門殿相見へ中町名主書

物類一式、御水帳等先々役良右衛門殿より被相渡候、

以目録引合少々不審等も有之故、明朝八郎左衛門殿

より御掛合可有之筈、尤兼帯名主八郎左衛門殿方に

ては未だ引合無之、先当分の受取書遣し有之趣承候

故、今日我等立会にて相改、直に手前へ受取申候事、

覚

長箱成り 古帳分計入有之

一月番帳面入 一箱

天明年中分

一 右同断 一箱『此箱分天明年中分入置有之、  
此分長箱へ片付、から箱にて預り有、』

寛政年中の分

一 右同断 一箱

一 御用書物入 三箱

一 古米屋帳入 一箱

一 米屋羽書入 (覚書) 骨柳一ツ

一 御順見書物入 同断

一 中町名主篋筒 一ツ内、書物類・小前書、  
引渡目録に有之候

メ

右の通兼帯名主福井八郎左衛門殿より未聞二月廿

三日引渡し被申候故、相改無相違引取申候、

廿四日

一 今朝改晴、昼後より少々不快にて引籠申候、

廿五日

一 二方屋又右衛門より内々願出候趣は来月五日・六日

の内、上郡類内へ法事仕、其上無抛談等有之罷越度

候、左候へば十日御殿様御発駕御見立に罷出候義難

仕、甚難渋の義御座候へば此段宜聞取置呉候様申出

候故、此方了簡にても濟置がたく御奉行所へ罷出、

内々御尋申上候所、御同断被為仰出候上は最早他出

相成り不申候、併差懸候ても病氣撫の儀は無抛義に

有之候へば断の願も聞届可申候へ共、右躰勝手筋

世 近

願出候ても内分にて聞届相成り不申候様に被仰付候故、此旨又右衛門へ得斗申付置候、万一先方に於いて不快の義有之候はば其旨以飛脚可被申達候様申付置候事、

廿六日

一 新御領庄屋中より名主役為祝儀、切手酒式升・肴一(久美浜代官支配下)

彦右衛門殿相見へ申候、昼後より月番又右衛門殿宅へ仲間立合有之罷張致候、御領庄屋中へ懸合の用向にて有之候て、則二方屋伝左衛門宅へ罷越候、対面致候衆中、森卯左衛門・大谷彦右衛門・瀬戸与三右衛門・祥雲寺庄屋・二方郡福田村富右衛門・同所千谷村半兵衛、此外上ノ郷并一兩人は外出被致候由にて対面不致申候、夜四ツ時に退散す、

メ

三月

一日

口陳 行司名主廻文写し置

殿様明二日四ツ時御供揃にて稲荷社・妙見社・山王社・小田井社・立正寺へ御参詣被為遊候間、町内掃除、敷砂、用水桶家別に差出し、店へ見苦敷物不指出置、組頭先払、辻堅、諸事先格の通に御執計、無礼無之様町々へ入念に御申付可被成候、尤御通筋は多く去年の通に可有御座哉に相聞候、右の趣大谷由右衛門殿より御申聞被成候間、無間違様御取計可被成候、尤御通筋は難計候間、去年の通と御心得被成間敷候、以上

三月朔日

右組頭行司呼出し申付候、

二日記す、

一 改晴、御殿様四ツ時御供揃にて九ツ時に本町筋御通行被為遊、御帰駕は下町湊屋細間より立正寺へ御仏

参有之候、但し組頭行司先払二人并細間二ヶ所辻堅

二人づつ都合六人出張申候、

六日記す、

一昨夜大御目附役田村源五右衛門様若御奥方様御卒去に付、今朝御悔罷出記帳致罷帰り候、

七日記す、

一夜に入、月番より殿様御発駕御触渡し有之、則触帳

へ写し取、組頭へ申付候、

八日記す、

一今日昼頃より月番へ出會、殿様御発駕に付、人足町

中より廿三人出候に付、鬪取中町三人当り、御會所

詰二人・御先払雨具持一人、組頭へ申付候、

一脇差二腰を以、大小に仕立申度、坂田本藏へ参り古

脇差五腰計持参致、拵を抜き差しして新に誂申候、凡料

七十匁より八十匁と承候、

九日記す、

一昼後より御家中様へ御発駕御暇乞に廻勤致候、

十日記す、

一昨夜より小雨降出し申候、曉六ツ時に朝飯を遣、町

内御目見へ町人中へ以肝煎早々罷出候様申遣、直に

装束を致、宵田町名主へ罷越、仲間同道にて大渡向

塩津甚八宅へ打寄、暫の間休息致申候、町人衆中は

勝手次第に追々大渡向へ出張被致候、五ツ時に一軒

家の少し上みへ場所致有之、一統罷越候、無間も御

殿様御通行被為遊候、此節雨晴間にて大に仕合致候、

御奉行所へ御祝申上候節は正四ツ時に罷成候、今日

由利又右衛門殿は不快の断にて出張無之候、無滞相

勤帰宅致候、

十一日

一御勘定所より湊小西林藏方より御借用銀被為遊候に

付、十町名主より御払米代銀預り書差上可申候様被

仰付候、尤先格も有之事故、左に記通認、月番へ遣

世 近

申候、但し<sup>(返り)</sup>反り手形は被成下候、御相對に御座候、

請取申御払米の事

合御藏米百十六表<sup>(後)</sup> 但し四斗入

此升四十六石四斗

代銀二貫三百廿匁 石銀五十匁かへ

右の御米慥受取申所実正に御座候、然る上は書面の

代銀来る十月晦日、十一月晦日兩度に御掛屋へ無間

違上納為致可申候、為後念御払米請取手形仍て如件、

辛文化八年 中町名主

未三月 由利九十郎

御代官様

此証文十二月廿四日戻り申候、

(二) 酒・油・醬油造り

文化十二年

正月

六日

一 広谷<sup>(村)</sup>浅二郎へ<sup>(越前産米)</sup>三国種三十本売讓申候、本廻しにて石

銀六四替、

十日

一 今日、三国種三拾本梶久印、広谷浅二郎へ相渡し下

藏より出す、石銀六四替、

十二日

一 酒造無滞相仕廻候、酒造高百八拾石七斗六升、賑々

敷家内祝ひ申候、

十三日

一 酒造は仕廻候へ共、飯料<sup>(米)</sup>搗せ申し候、五枚共搗、

三月

五日

一 今朝広谷へ舟種・印十本相渡候、

七日

一 下藏種片付掃除致候、与作・政七かかり候、

八日

一 昼より宮井村へ柏ノ木見に罷越候、近日に取寄積、

十四日

一 古種唐吉無印十五本下蔵より取り入申候、

十九日

一 此間より大工并瓦屋・桶屋参り居候て甚混雜致候、

廿一日

一 政七、庄村へ樽取りに遣し候、

四月

三日

一 下蔵より古種×印甘本別に積置候、十五貫貳百匁迄、

八日

一 酒煮込<sup>(火入れ)</sup>用意致申候、

九日

一 酒煮込今日より始め申候、五十七石煮込申候、

十日

一 酒煮込五十四石余致し、無滞濟、人数九人、

十五日

一 来日<sup>(村)</sup>へ木取りに遣し候、安助ゆしまへ参候旨申越来、

船は帰り申候、

廿五日

一 安助、飯谷へ木取りに遣申候、

五月

三日

一 下蔵より×印シケ種昨日貳本・今日六本、都合八本

取入申候、昨日為干申候、<sup>(符丁)</sup>ルヨ有之、

七日

一 酒屋利酒、境屋にて取計罷出候、<sup>(銘柄、花菊、白菊)</sup>老番丹庄・貳番龜<sup>(高砂)</sup>

千・三番<sup>(松山)</sup>宮津屋庄兵衛、暮前に済候、

十二日

一 下蔵よりシケ種×印三本取入申候、

十五日

世

一 油達為堀見候所、台す大に破損致し候て一向間に会

五日

近

不申候て、無抛河卯より預りの分にいたし置候、台

一 三国種追々入津、此間五拾四匁にて商内致候旨承候、  
近來の下直段也、油出も宜敷様聞候、

す遣申候、

六日

十七日

一 油達台す漸生け申し候、達は存外痛少く覚申候、

一 中筋へ種取りに遣候、七ツ時に帰り今森并江本にて

六月

拾八石余取入申候、

八日

一 安助種相對に中筋へ遣し候、

七日  
○今日油道具洗に式人かかり申し候、

廿二日

一 残り酒式番煮込致申し候、家内のみにて相仕廻申し

八日  
一 五尺桶洗ひ為致申候、元八・政七兩人かかり、

候、無故障煮込申し候、

十二日

廿六日

一 新壱番醬油煮込八斗有之候、

一 そうめん十一日・十二日兩日に九箇売捌申候、夜に  
入相改候所、五箇半有之候、外に箱に入置候分廿九

七月

計有之候、尤当年はそうめん沢山に有之故、九日晚

三日

梶原屋に四箇遣候へ共、余り下直故式箇売払、残り

一 今朝煤払致申候、鍋屋五三郎方相頼、酒店出申候、

式箇取戻し申候、



十九日

一 お礼七ツ過女子出生、夜に入、瘡の気味も有之、  
(九十郎(筆者)の妻)

廿日

一 今日、油も休み申候、

廿三日

一 生酒廿七石ミツ目煮いたし申候、

廿四日

一 今日より油為致申し候、お礼追々快方に御座候、

廿七日

一 酒おり粕戻しに揚酒いたし申候、

八月

朔日

一 今朝詰酒五石煮込致申し候、三ツ目、

四日

一 今朝、瀬戸与一左衛門へ酒六拾丁キタ替(符塵)にて及相談  
為煮込樽詰致申し候、

五日

一 今朝、瀬戸より酒取りに來り申候、都合拾弍石、

七日

一 此節、三国種追々入津、不景氣に有之候、

十一日

一 今日醬油上げにかかり申し候、存外から口に相成り

候て困入申し候、

十二日

一 今日、三国種八十本梶久より買入、石銀五四、此間

中に種五百石計売買有之候、

十六日

一 今朝より油を為致申し候、

十九日

一 当秋は古酒多分有之、其上から過困入申候、当冬仕  
(幸)

込相考取計可申候事、

廿一日

世 近

一 今日醬油煮込致し候、壹石三斗有之候、

晦日

一 今日、おけや来り申候、来日へ割木取に遣申候、

九月

七日

一 新酒(飯立仕込)元立申候、

一 渋紙にかかり居申候、

十二日

一 此間より少々づつ新米取入申候、直段札五三、

十三日

一 此節(前)本立有之候故、蔵へ入込申候、並に渋紙にかか

り居申候、

十四日

一 今晩かうじ本四日振におり申候、但し弐斗本也、

十五日

一 酒少々煮込申候、

十八日

一 今日酒壺本造仕廻申候、

十九日

一 奈佐谷へ新米相对に罷出候、直段は札五十一匁と

申置候、

廿二日

一 今朝、なざ谷へ米取りに遣候、五十三表取入、(使)

十月

七日

一 今朝より酒造にかかり、かうじ仕掛申候、

九日

一 此節新酒造にかかり居申し候、今朝本(添)ぞへ、(せえこうじ)

十一日

一 今朝にて酒造済七石四斗弐升仕廻申し候、

十三日

一 米直段追々不景氣に有之、此節札五十匁、

一 下蔵より種十本取入申候、

十六日

一 今日、百合地村へ検分に罷越候、八郎兵衛方へ泊り、

十七日

一 百合地八郎兵衛より早朝罷出、河谷并百合地村にて

米七拾表買集、直に上(舟)乗りいたし帰り、石札五十匁

暮立五十一匁定、八ッ過に帰り、

十八日

一 今日新酒式石揚げ始致候、甘味合申候、

一 中筋へ種相對に安助遣候所、暮渡にて石フヨ(符)に付て

帰り申候、先方はフニ(符)〇にて御座候はば売払可申様

申候由に相聞申候、先勘弁可致に申談置候、

十九日

一 かうじ本今晚おり申候、日数八日振也、

一 種廿石買入、蔵入致申候、石フン(符)キ、

廿五日

一 今日中筋へ塩為持遣候、歸りに伏村へ種取兼て遣候、

十一月

四日

一 なさより米四拾九俵取入申候、併手形は無しの積り、

十二日

一 此節酒造にかかり、かうじ出し等甚多用也、

十三日

一 酒造にて甚繁用也、

十四日

一 中筋(加賜村)かやへ塩九十表為持遣候、安助參候、直段(符)ンテ

フ、家来三人川舟にて、

十五日

一 酒造にかかり居申候、甚多用に有之候、

十八日

一 終日酒造にかかり居申候て繁用也、

十二月

世 四日

近 一 雪気、寒風甚敷、かうじ本おり不申候、困入申候て

今朝半切を寄、四枚に為致申候、

五日

一 今朝本おり申候、十九日振、

七日

一 篠磯村庄右衛門今晚より来候、糺出に相頼候、

九日

一 安助、<sup>(村)</sup> 祢布又右衛門方へ酒代掛合に遣申候、

十五日

一 元八、祢布又右衛門へ掛合に遣申候、

十八日

一 家来元八、昨日店開為致申候て、今日近所へ披露為

致、小頭殿へも罷出申候、

廿二日

一 晩方より祢布又右衛門・<sup>(付)</sup> 伏治郎兵衛相見へ酒代の儀

段々及掛合、相片付不申候、破談にて帰り申候、

廿三日

一 今日下藏より種甘本取入、残り種四十八本有、

晦日

一 安助掛取りに出申候、安三郎も<sup>(養父、気多郡方面)</sup> 上郡へ遣候、甚繁用

有之、<sup>(マツ)</sup> 得歳暮の仏参も致不申候、

茂時 生年三十八才

○ 由利家では酒造業のかたわら、醬油の製造販売及びそうめん類の販売も行なつた。酒造株の石数などは不詳。

(三) 石代銀取決めと銀札引替一件

文政四年

十月

五日

一 終日生野<sup>(生野代官所支配下)</sup>庄屋惣代四人・<sup>(久妻浜代官所支配下)</sup> 城崎庄屋式人衆へ、銀札引

替の一条及掛合申候、夜分も追々引合いたし九ツ過に休み申候、

一 生野表は及破談申候、

六日

一 今昼、生野庄屋引取申候由、

一 明日、久美浜へ銀札引替掛合に我等出張いたし、取

計和談に引替相調候様可致旨被仰付候、

八日

一 早朝、久美浜札引替一件罷越候、是より別帳に記す、

九日より十三日迄滞留いたし候、

一 札引替一件和談相調罷帰候、

十四日

一 早朝、御奉行所御勘定所へ御達申上候、

一 夜入、札場出役中へ、此度一件、

十五日

一 札引替一件に付、同役中起会の上、十町組頭中一統

呼出し札引替追々可被仰付様申談有之候間、十町小前の者心得違無之様入念に可申聞候様申解候、夜に入開席也、生野行市(村尾)左衛門殿へ相決候、

十九日

一 札場引替御領所金相場六十一匁七歩に取計遣候由、

札場より被申(通)候、

廿日

一 昼より五町起会す、石代初会也、

廿四日

一 昼より五町名主中起会、石代一件并銀札両替一件、

島屋友平一件申談候、

廿七日

一 石代一件五町起会、夜四ツ過開席也、

廿八日

一 石代一件五町起会、夜九ツ過開席也、

廿九日

世 一昼より五町起会す、夜八ツ過開席也、

近 晦日

一 早朝より起会、ゆしま七右衛門殿相見へ石代に付、

生野不納銀及掛合、(午前四時)夜七ツ過開席、彼是繁用困入申

候、

一 夜入、御奉行所へ伺罷出候、

一 夜七ツ過開席、石代定り不申候、

十一月

朔日

一 早朝より石代に付五町役起会、夕方より今井三郎右

衛門殿も乍病中出席也、

一 夜九ツ過に全相済申候、

石代式拾式匁三分毫毛九(ウツ)払余

大豆石代式拾式匁三分厘式毛七払余

一 庄屋中相招、夜食等取計、彼是と八ツ過に各開席也、

二日

一 今朝石代本書御奉行所へ出す、

廿六日

一 石代三段平均享保廿年卯九月に城崎郡五十ヶ村より

相願、廿一年より三段平均に被仰付候旨、旧記及吟

味相分り申候、

廿七日

一 生野御役所より石代に付御入用と有之、当所御蔵米

直段聞合、和田様へ申来り候旨御奉行所より此返書

存寄御尋に付、御蔵米直段は去る辰年分銀札と被仰

遣候様致度候、当年は御平均故未相決、其上札歩式

割撫と申儀(ウツ)委不申上候ては相分り不申候、石代の引

合は甚不都合に御座候旨申上候所、宜御聞取被成下、

去辰年の分被仰遣候筈に申上、御納得に有之候、鳥

井氏同伴す、

○ 生野代官所支配下村々の年貢は、享保九年(一七二四)から豊岡市中十月の売米上中下三段平均値段に定例の増銀

(代官所所属の年代により多少の相違がある)を加えた石代銀をもって納入した(朝来・養父両郡など古来からの幕領の大部分は現物納)。享保十二年、久美浜代官所支配下となった村々なども、これにならって石代銀をもって納入した。

ところが豊岡町行司名主五人は、この「十月の売上中下値段」の決定に随分と政治的配慮を示した。豊岡藩札を領域外でも通用させること、札場元方に生野・久美浜代官所管内などの商人を加えること、兩代官所を通じて豊岡藩の借金に応じてもらうことなどの意図による。

#### (四) 札場変義とその経過

文政十一年

正月

五日

一 御札場へ及出張、入銀取調いたし申候、(雷田町)存外通入銀(兌換準備銀)

少く御座候、

六日

一 御物主堀四郎太夫様へ内存書差上げ申候、

一 兩御勘定所へも御内見入置申候、

十二日

一 札場へ及出張申し候、御算用(あまじ)粗相済候所、存外御

不足多御座候、大積り百四拾貫目利払無と相見へ申

候、去春過札百八拾貫目有之候故、右進退いたし候

はば可成に可相成候へども、当年の利払一向御手宛

無御座候に付、大に心配の事に候、

十五日

一 御札場開に被召寄、麻上下にて罷出申候、客人兩御

勘定様・兩御奉行様外、平井甚左衛門・五郎右衛門

・三左衛門・我等と都合八人、相伴人出役者八人羽

織袴にて被出候、亭主役当番四人麻上下にて罷出申

候、暮時に開席也、

廿七日

一 今日御館へ町方にて百八十四人・在方にて百三十人

計御召出被仰付候上、御札場歩持出銀・(過札対策の兌換銀)締札出銀の

世 近

分、(上記二項の利息下げ)利足下げ御頼被仰付候、銀方年内六朱・締札年

四朱被仰出、一統御請印相濟、引退申候、

二月

八日

一 お札場通貨高内存書出す、一統へも相談決申候、

一 河守屋喜左衛門御札場借銀相嵩、(かきみ)家出いたし候に付、

今日町奉行所より家蔵御封印被仰付候、則家屋敷町

役組頭へ預け被仰付、預り書差上げ申候、扱々苦々

敷事に候、御出張役人中へ酒を進申し候、

十八日

一 札場出張いたし三納銀手宛百貫目割付に相決申候、(年貢三回目分納)

引当ては三納後札を渡被成度旨に候、

廿九日

一 今日御内寄被仰付、我等も御館へ罷出申候、兩御勘

定所・御札場奉行御兩人御出張也、暮前に罷帰り申

候、

三月

十六日

一 御勝手方御用向に付、朝より札場并三木屋へ集会有

之、我等も屋より札場へ及出張、出役中了簡承候所、

何分にも御規定の内にて御勤被為在候様相願申度由(準備銀の範圍)

に承り候へども、是迄の御振合にては相濟間敷哉に

被存候間、前以勘弁如何様とも御請は申上、御内達

は被申上可然と申解置候、

一 三木屋より呼来り晚方罷出候処、兩大庄屋出役、庄

屋井出役衆決心は何れ御規定の内にて御勤被為成下

候様願談申度由にて、井上氏案文にて口上書認有之、

一 覧いたし候所、余り強文言故、(過札分整理の文言)恐入候義を申述候

所、少し差略有之、彼是夜入、認相濟御勘定所へ差

上げ申候、兩大庄屋・札場出役惣代・我等も罷出申

候、

十八日



一 井上半左衛門殿相見へ封札一件逐一申承候処、甚六(規定内の札宛)

ケ敷様子、大心配此事に候、尚又厚相考へ何卒都合能相治候様申談度と及内話置申候、

一 御札場へ出張いたし橋本弥三次殿被仰談候に付、拙内存申上、何分厚御勘弁御加被成候て双方和順相治り候様肝要に御座候旨申上置候、

廿一日

一 御札場へ出張いたし橋本井井上一条及示談候、

一 井上半左衛門殿内願手控預り申し候、

一 御料所庄屋山本利右衛門殿・駄坂市郎右衛門殿相見(久美浜村、以下同)

へ、銀調達利下げ御請難申及御断旨申出、御勘定所へ申達具候様被申置候、

廿三日

一 夜に入、由利定平・おけや源三郎・坪屋義右衛門・津居山屋清兵衛、此四人の者参り、井上半左衛門殿(封札強行跡)

封札不埒の一件内存申承候、何分困入次第真に当惑

此事に候、尚相考双方へ不差支様肝要旨申談、各九

ツ過開席也、

廿四日

一 御札場へ及出張、井上封札(過札対策として使用させない札) 貳貫匁

津清へ渡す、銀子は九十郎取替に成る、晦日

切と申置候、

廿六日

一 今日御召出廿式人外、組合組頭・名主、十町にて都

合七十五人罷出申候、追々御吟味被仰付候て夜五ツ

時に相済一統御呵被仰付候、宵田町土田屋仁兵衛より申触候筋に相成り手鎖を掛、町預けに被仰付候、

○「鳥井家公私之日記」に「札場御役所御手当入銀の代り札の願申談、去る廿三日夜廿四日而日於田中庵会合致候」とある。

廿七日

一 早朝締札封札為改、森垣政五郎殿・高松屋彦右衛門殿・我等同伴いたし、広谷を差(指)て罷越候、途中世宮(寄)

にて高田弥十郎殿へ出合、封札先に及示談、自是小  
城半兵衛方へ罷越候て及掛合、入相時広谷村柴屋平  
三郎なる家へ止宿す、

廿八日

一 広谷野谷屋武左衛門方にて十五貫匁相改、十二所屋  
惣兵衛方にて廿式貫匁相改、自是片岡へ罷出、封札  
改申談候所、十三貫匁は上田吉郎右衛門方へ用立有  
之由、近日豊岡へ為持可遣旨被相頼請込申候、殘拾  
貫匁は久美浜へ参居候に付、是も拙者請込に及談候、  
外内談筋も有之、暫及内話、暮前宿へ引取、(高松屋彦右衛門)  
は十二所へ被参候由にて片岡にて相離申候、

一 暮前、小城半兵衛相見へ、政平此間西ノ下へ参居候  
に付、呼戻し申遣候、右に付弥十郎へ飛脚明日差立  
呉候様被相頼候に付、明朝家来可遣に及示談申候、

廿九日

一 早朝、家来佐助・弥十郎呼立に豊岡へ遣申候、裕三

郎方へ向て手紙遣候、

一 昼より広谷出立、払等取片付、八ッ比発足す、

一 七ッ過、八鹿薬屋文助なる家へ止宿す、

一 八鹿千助呼遣、封札改全相済申候、

一 西村庄兵衛方へも手紙遣、封札三十貫目改めて入相済

申候、

一 九鹿政七未帰村不仕候旨承り、追々弥十郎并千助・

半兵衛殿へも及引合候へども四ッ過迄も帰村不相知、

無抛休み申候、

晦日

一 昨夜、政七帰村旨今朝承り、封改追々及掛合候処、

井上返銀全相済不申候ては封札改難致旨強申述、彼

是掛合、夜に入候へども落着不致、既破談も可相成

様子に有之候へども尚又弥十郎へ及内話、此儘引取

候ては如何様の返義(変)にも可及、何共苦々敷事、少々

の入銀にて相片付候はば可及示談申入候所、先方よ

りは半方銀子相渡具候様申事故、彼是と及談詰所、

来月十五日銀拾三貫匁可相渡旨及返答候、乍併引取

御札場表御聞入無之候時は及断旨申入候て、漸封札

改にかかり申候、少は故障も可有之様子承候て大心

配いたし居候事に候、彼是銀主先き引合手間取、夜

九ツ過にも至候に付、明朝の改に可致旨申入相休み

申候、

一 右銀拾三貫匁の内三貫匁は弥十郎より口入世話も可

致旨を以、厚被相頼、先づ請込置申候、仍て覚書渡

置候、

四月

朔日

一 今朝、封札改無故障全相済申候、尤塩(塩屋与兵衛)与出、弥十郎

引受口四拾匁と三拾匁と都合七十匁不足いたし八十(人)

講銀百匁の内にて相足し都合いたし封改いたし遣申

候、

一 小城半兵衛殿・九鹿政平・高田弥十郎三人とも四ツ

前止宿文助宅にて相離れ申候、

二日

一 御札場へ出張いたし上郡掛合あらあら申達候、大に

心痛の意味有之、一統困入申候事、

一 追込願に罷出申候、

三日

一 札場へ及出張申し候、江戸より御橋番(茶橋高有動番)被仰付候旨申

来り御入用銀被仰付、一統打寄申候、

四日

一 極内々談合出店にて出会す、都合六人衆中、

一夜に入、三木屋出張、御勝手方談、郷方と申談、御

在邑御入用銀都合三百兩御請申上候に相決、明朝御

返事申積、

一 井上半左衛門殿へ此間中心配逐一及内話申候、何分

不面白様子と申入置候、弥十郎殿向てあらあら一書

世  
に認申遣候、  
近  
五日

一 御在邑銀貳百五十兩、外五十兩御用意金都合して三百兩御請可申上に先づ内決仕候旨、今朝御会所へ兩  
大庄屋并拙三人罷出、御勘定所へ申達候、尤六月中  
上納と申上候、昨夜札場に申談候人別、定平・清兵  
衛・源三郎・作右衛門に有之候、

八日

一 早朝、久美浜へ御封札改、且外(但馬屋)但嘉殿へ内談有之、  
罷越申候、

一 昼時、但嘉へ着いたし候所、少して御札場手代四方  
広右衛門殿御着、自是直に封札改にかかり暮時迄百  
六拾貫計相改、子改印(文政十一年)いたし相渡申候、

九日

一 早朝出立、昼時帰宅いたし申候、  
一 御札場へ罷出、自是御勘定古島(様)へ罷出候て御一統様

御館へ御出会内談筋被仰談候に付承候所、至極御尤  
無扨御義御決被遊候て可然旨御答申上候、定平殿へ  
も久美(坂)行被仰付候、暮過帰宅す、訳合略之、別紙有  
之、

十二日

一 高田弥十郎殿相見へ、先日相對の銀子一条御内話に  
付、明十三日帰宅いたし十五日拙者罷出候様取計可  
申旨及相對、弥十郎殿には直に引取、目坂(奈佐倉)へ被參候  
て十四日晚帰宅の旨及内約置申候、正銀不出来の節  
は散札を以相渡候様相成候ても拙相對通出来候様に  
相働申度旨及約置申候、

一 土居三郎(右)右衛門本屋に御止宿、今夕被相招罷越候、  
十三日

一 昼時、貞助飛脚に來り銀札一件に付、大変出来故此  
者御召連御引取可被下旨、弟祐三郎方より申越候に  
付、直様舟にて罷帰候、八ツ時帰宅す、

一 祐三郎申遣承候所、高田弥十郎・小城半兵衛・九鹿

政平、此三人は昨夜より封札切売払候様相聞候、小

松屋小三郎方にて呉服物多分及内相對候様にも相聞

候、梶間屋与三兵衛へ切封札売方の口入相頼候に

も専評判いたし候様申述、町方無何と騒敷由承候、

其上春以来銀札出方員敷御調被成度旨度々札場奉行沖野様被

仰候所、封札改も兎角延引にも相成候義故吟味可致

旨、此間より被仰出候て今日より十匁札・五匁札・

散札員数人別より差上げ可申旨被仰付候て、何角と

町・在混雜やかましき由あら申承候、

一 追々封札切払吟味に打掛り申候、

一 右掛り者呼出し追々及吟味申候、

一 及夜、梶間屋与三兵衛・塩屋与兵衛来り、此節模様

承り封札切払世話被相頼候哉と相尋候所、与三兵衛

より申答候は弥十郎より此義内々被相頼候様申承候、

十四日

一 高田弥十郎殿へ及面会申候、封札一条也、

一 町方大札引上げ御座候、都合廿貫匁少余、

一 高田弥十郎殿及内掛合申候、封切払候様に専申事に

候、

十五日

一 御札場にて引上げ札引替り相渡り申候、

一 昼より十札・五札の義封札改相済迄の所、融通取り

遣致間敷旨御触御座候、

一 高田弥十郎、塩与へ及掛合、銀札一条也、

一 御料所庄屋中より大札員数書持参有之、高三十貫目

余有之、目札に引替申候、

十六日

一 今朝、小城半兵衛へ及掛合、先日相對銀拾貫匁相談

不出来旨及返答申候、尤拙家へ相招得度とくと申述候、

一 右半兵衛殿申条、封札全取寄候はば昼後再改いたし

呉候様被申述、受込置候へども参り不申旨故、塩与

世 近

へ相頼置、我等は七ツ頃よりゆしまへ参候、夜五ツ時着候、

廿一日

一 御札場へ出張、終日談いたし弥十郎殿へも厚被相願、左に記通也、

一 正銀にて四貫目、井上半左衛門貸取持相願相渡申候、封札は残銀御渡節全被相戻候筈に及掛合、御間済に相成候、則別預り書被差入相片付申候、

廿二日

一 今朝、銀札四貫八百匁高田弥十郎殿へ渡す、

廿三日

一 札場出張いたし御殿様御在邑に付、入用銀来月早々繰出、御頼被仰出候に付、一統申談出役分五貫匁は納得為致可申旨、内々御勘定所へ御答申上候、

廿四日

一 札場御奉行様より歩持員数書来候、

五月

七日

一 御勘定所において御用向承り御帳面も及内覧申候、(殿様在邑入用銀)存外多分義大心配の御事と申上置候、尤中以下は御止可然旨申上置候、

一 御札場へ及出張、内談筋承申候、

八日

一 御札場へ及出張、加印調帳も御内談御座候、(河守屋)一 河喜封札一件追々及内差図、坪屋義右衛門・高松屋平三郎へも及内話置申候、

十一日

一 今夕、御札場出役の内十人余相招、引替銀手宛手配(当)の義及頼談の所、一統納得有之、覚書に出印有之候、九ツ過開席、

十二日

一 早朝、塩与相見へ昨夜の銀高にては今少し御不安堵

故、此上四拾貫匁計相進め申度と有之に付、尤の事  
厚被相考一統へ被相進可然様申答置候、

一 御札場へ罷出、昨夜一統相決旨申上候所、大御安堵  
有之候、何分厚相頼旨被仰聞候、

一 久美浜より丹札引替(丹後札。久美浜代官所発行)存外多申来、出役当番より相談  
有之、塩互も呼遣し兼て百匁口及掛合候所、此節甚

払底旨、勿論橋本・由利出銀も有之旨今日承り候、  
仍て如何様とも調達無之ては拙申条も難相濟旨申入  
候、尤我等方へも耄貫匁は有之候、今日の間合可  
申候間、都合してぜひ調達申入候、

一 久美両替銀定平殿相談いたし新宅罷久よりも時借い  
たし漸都合にして今日遣候に相決、山本へ返書認、

十四日

一 今朝、札場へ罷出候所、昨夜出役一統申談弥追割四  
拾貫目計別調に相決り候旨承申候、今昼よりゆしま  
へ参り自是直に丹後宮津迄も罷越、ぜひ調達致度旨

と承候て大安堵無此上候、御奉行様へも御安堵被成  
候て骨折旨御挨拶被成下候、

一 御勘定所へも御伺に被参候様、定平・祐三郎・義右  
衛門、此三人より承り候、

一 八ツ前、月番より御廻文、札場出役一統御用に付、  
月番へ出張旨申来候、仍て中町分申触候、

一 御評定所へ罷出候処、出役一統は御呵追込被仰付候、  
御家中様も都合五軒御呵御差控と承申候、扱々大變  
此事に候、

一 我等義も御呵上、役義御取上げ苗氏(字)并帶刀とも御取  
上げ追込被仰付候て恐入罷歸り相慎居申候、

○ 御家中様五軒 御物主堀四郎大夫、勘定奉行和田源太左衛  
門・古島又平、札場奉行沖野喜右衛門・添田義左衛門

○ 由利九十郎は文政五年九月十五日以来札場取締役。同役の  
福井勇三郎も苗字帶刀取上、追込。

○ このあと札場出役は、村尾市左衛門・今井三郎右衛門・由  
利定平および両大庄屋が任じられた。(以上「鳥井家公私之  
日記」)

世 十五日

一 早朝義引渡、篋笥諸書附等取調いたし居申候、夜

分は早く休み申候、

廿四日

一 此度御咎被仰付候御趣意は御公務に相掛り候御大切

成御義軽々敷相心得、存寄の歎願書御勝手方より差

出候義重々御呵御咎め被仰付候様に相聞候、何とも

奉恐入、悔先非候計に御座候、此上は御救免を祈る

計に候、

六月

十四日

一 今日四ツ時御奉行所より御召出被仰付候て五人とも

無滞追込御免被仰付候、昼より髪月代いたし出札相

勤申候、大安堵す、

十五日

一 今日、御家中町方御咎見舞に預候方へ出札相廻り申

候、

一 札場出役の義も五人とも御免被仰付候、

○五人 鍋屋九十郎・丹後屋祐三郎・桶屋源三郎・壺屋義右衛門・津居山屋清兵衛（鳥井家公私之日記）

七月

十日

一 銀札融通方は迄八十四文遣の所を弐十文遣に被仰付

候、

十二日

一 銀札通用相止候に付、在・町とも金銀札とも一向融

通いたし不申、大心配也、

八月

五日

一 終日、此度変義損銀取調いたし居申候、

十三日

一 此節、札狂の取調いたし以来暮方趣法書認申候、彼



是札拾壹貫匁計の間損に相当り大心配いたし居申候事、

年齢五十一歳

(文政十一年日記帳末尾)

一 当五月十四日の札場変義に付、彼是都合いたし式百兩計は損銀に可相成と相考候、其上掛方不寄、不大形心痛此事に候、

一 御札場変義に付、古札式十文の御引上げに相成、御領中一統の損銀多分の事に候、然る所御札場返銀札は古札にて被仰付候に付、此度格別の仕合いたし候人別は由利定平・塩屋弥惣次、在方にて大庄屋与右衛門・新屋敷庄屋利左衛門、此人別は拝借札三十貫目より五十貫目迄いたし被居候故、多分の益銀に相当り身上取直し被致候に付、外多人数の評判不宜候、

子十二月廿九日夜記、

九重郎茂時記

(五) 異常気象

○註は三重大学・水越允治教授による。

(1) 大雪の記録

文政十二年

正月

朔日 大雪

一家内丈婦(夫)にて目出度祝い申候、

二日 風吹、大雪也

一 押詰より雪降積り昨夜撫は存外大雪風吹等にて在方よりも礼少く御座候、

一 大雪にて町方都(まち)て、礼無之候、我等も罷出不申候、

三日

一 三元日日出度祝申候、類中の礼も(深沓) かわらぐつかぐつにて漸

世 相勤申候、近来珍敷大雪、  
近 四日 大雪

一大雪にて往来難渋に付、御上様御礼御延引被仰出候、  
一家々宇雪(屋根)刻いたし申候、拙家も古建物分雪かき為致  
申候、

五日 終日雪

一今朝も不相替雪降に付、出店并此方蔵も雪かきに昼  
より五人掛け申候、

一酒造の都合は甚宜敷様覚申候、

六日 晴

一御家中・宵田町年礼相勤申候、近来珍敷大雪凡七尺  
計は降積り候様覚申候、家々宇雪おろし、町方往来  
は甚難義に候、

七日 終日小雪

八日 晴

一鍋屋良右衛門殿方へ口祝いに被相招罷越候、席中に

て火災と申事にて町方騒動す、拙家よりも貞助遣申  
候、今森(奥)勸楽寺焼失丸焼と申事に候、当春は度々の  
出火心配の事に候、

一家并に古蔵の分雪刻させ申候、凡六尺と申事に候、  
九日 雪降

十日 晴

一裏の道掘致申候、凡六尺有之、家来四人かかり申候、  
十一日 小雪、風吹

一早朝より小雪降申候、日々の雪困入申候、

十二日 小雪

十三日 小雪

一門裏とも雪刻いたし居申候、

十四日 小雪

一吉之助初狩(狐狩)無滞祝申候、笹計出申候、

十五日 風吹、雪

十六日 小雪

十七日 雨天

十八日 雪気成る、

十九日 雨気に相成申候、

廿日 雪気

廿一日 少し雪

一 養源寺本堂北の方雪ずりにて東西九間、登り三間計

の所、棟木より折切、大破損に相成候て、町中檀頭

分は勿論一統呼集、彼是百五十人計打寄、雪剝、除

瓦の残等取集、わら葺にて漸宇下た迄片付申候、彼

是七尺計の雪に候、

一 右に付、拙家撫も蔵宇雪剝させ申候、

廿二日 雪気

一 今日も雪剝除させ申候、兩人かかり居申候、

廿三日 大雪

廿四日 寒強く大雪

一字雪落し三人かかり申候、

廿五日 大雪終日降申候、庚申

廿六日 雪

廿七日 雪

一 安助風邪引籠居申候、娘友も風邪、服薬す、

廿八日 雪

一 丹後屋庄三郎殿方味噌蔵雪にて棟少折申候、

廿九日 雨天

天気ノ三日、雪ノ廿六日

(正月中気象集計)

○ 文政十一年の暮から但馬地方に降出した雪は、年が明けてからも連日のように降続き、「由利家公私之日記」文政十二年正月六日(現行暦で一八二九年二月九日)の記録によれば、近来珍しい大雪で、およそ七尺ばかりは積つたとある。今日の単位でいえば二メートルを超える積雪である。ちなみに豊岡で気象観測が開始された大正七(一九一八)年以来の最深積雪は、昭和十一(一九三六)年二月三日に記録された一八六センチメートルであり、この文政十二年の大雪の深さをどのようにして見積つたかはわからないにしても、記録的な大雪であったと考えて間違いはないであろう。この時の各地の記録を豊岡の記録と合せてみるとへ表1(次ページ)のようになる。京都では六十年もの間経

〈表1〉 1829年2月の各地の気象（文政11年12月27日～文政12年1月10日）

地点	日 旧 暦												
	文政11年12月			文 政 12 年 1 月									
	27	28	29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
鯖 江				⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗
豊 岡	⊙⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗ 近來珍敷大雪	⊗	⊗	⊗	⊗ 近來珍敷大雪 九七尺	⊗	⊙	⊗
養 老				⊗	⊗ 式尺余溜ル	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗
近江八幡	⊗-⊙ ● ⊙	⊗	⊗	⊗ - ⊗ 珍敷寒シ六十年無之	⊗ 終日氷不解	⊗ 甚寒也	⊗	⊗	⊗ - ⊗ 芯寸程積ル	⊗	⊗	⊗	⊗
京 都	⊙	⊙		⊗ 珍敷寒シ六十年無之	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
池 田		⊙	⊙	⊗	⊙	⊗ *寒其數厚氷内走井氷強、 *寒氷厚、よど川に氷張詰、 *寒氷厚、よど川に氷張詰、 *寒氷厚、よど川に氷張詰、	⊙	⊙	⊙ 少々寒氣相	⊙	⊙	⊙	⊙
奈 良	⊙	⊙											
大 阪	⊙	⊙		⊗	⊗ 風アリテ此日甚寒	⊗ 夜ヨリ大風、大寒	⊗ 此日亦大寒	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
田 原	⊙	⊗	⊙	⊙	⊙		⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
松 坂 (射和)	⊙	⊗	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
伊 勢	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙
田 辺				⊙	⊙	⊗	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙

因轉國深雪

- 快晴    ● 俄雨    ↘ 冷気になる
- ⊙ 晴    ⊗ 小雪    ↙ 強風
- ⊙ 曇    ⊗ 雪    — (天氣の経過を示す。
- ⊙-⊙ 晴のち曇)
- ⊗ 雪強し    ⊗ 大雪

験したことも無かったような寒さであり、池田では近くの川に氷が張詰めたばかりか、淀川にも氷が張詰めたこと記している。また各地で大風が吹き著しく寒かったことも記録からわかる。ふだんあまり雪の降らない紀伊の田辺や、渥美半島にある三河の田原でも雪が降っており、大変厳しい寒さであったことが推定される。この時には大陸から優勢な寒気団が日本海を越えて日本の上空に侵入し、日本海側には大雪、太平洋側には強風と厳しい寒さをもたらしたものであろう。

このような現象は程度の差はあっても、毎年冬になると見られるものであるが、文政十二年正月の寒波はとりわけ強烈であったと想像される。

十八世紀の終り頃から十九世紀の前半にかけて、日本の年号でいえば天明から文化・文政を経て天保に至る時代は、近世最後の小氷期といわれ、世界的に寒冷な期間であったとされている。わが国では天明・天保年間に、東北日本を中心として冷夏がしばしば起こり、大飢饉をもたらす要因となった。いっぽう文化・文政年間に当たると一八一〇～二〇年代には、寒さの厳しい冬が頻々と現われている。淀川や両国川（隅田川）あるいは因幡国の湖山池などが結氷したという記録も、この時代に集中している。

文政十二年正月の但馬地方の大雪は、こうした寒冷な時代にもたらされた異常気象現象の一つであった。「由利家公私之日記」にはこの年の正月一か月にわたって、大雪に関する多くの記載があるが、これを他の地域での記録と対

照させて見ると、これほどの厳冬はまことに珍しく、小氷期の時代の気候の一特性をはっきりと認めることができる。

(2) 洪水と飢饉夫食手当

天保七年

八月

三日 雨天

四日 雨天、昼より晴申し候、

一昨日より雨にて川水六尺計相増申候、今に雨不止候、

今日当り式百廿二日に相当り申候、

五日 天気

六日 天気

七日 雨天

八日 天気

九日 天気

十日 天気

世  
十一日 雨天少  
近  
十二日 雨折々

十三日 雨天

一 川水思の外相増、是迄の洪水平水より凡八尺、拙家

せまき所にて石数四つ残り申候、和久田も一尺計に

申候、夜明より少引口に相成申候、

十四日 晴

一 今朝より少し川水引口に相成り安堵す、

一米致<sup>(つて)</sup>払底相成り町方やかましく役方十町とも月番へ

集合、因州様御囲米を式百石可相願に相決、代銀四

百兩と御添輸願の下案認、御内伺申上候、此節米相

場石銀百四拾匁迄に相聞候へども一向売米無御座候、

此間役方より申付候米屋店へも残米至少く今日改に

て都合三軒分ノ十八石有之候、此外米百石御蔵へ預

け相成り居申候、当月中は<sup>(か)</sup>ケ成に相勤り可申哉にも

相考申候、町方にて上分引除、五才以下も引除、式

千七百人割合可相渡分人数御座候、毎日に白米式合

喰にいたし五石四斗宛入用に相当り百六拾石無之候

ては一ヶ月は持不申候て、大心配の事に候、

十五日 天氣

一 梶原八幡宮へ川舟にて新宅同道参詣す、此節水平水

より四尺計余分有之、日撫より上り<sup>(徒歩で行くところを)</sup>石山より小舟に

て渡り漸参詣いたし候、

一 晩方より月番へ起会罷出申候、夜四ツ過帰る、因州

行橋本久二郎・勘<sup>(保田)</sup>左衛門兩人へ申談候、

○此儀十六日に到、相止候て御勘定様御出に相成申

候、

十六日 天氣

一 十町へ夫食為御手当金五百兩御貸附の儀被仰出候、

在方へ五百兩・二方郡へ五百兩、都合千五百兩被仰

付候、

一 町方夫食掛り今井三郎右衛門・由利<sup>(筆者の隠居名)</sup>六左衛門兩人へ

於御敷台被仰付候、直に御受申上候、

十七日 少雨

廿六日 天氣

一月番、起会十町罷出候、難渋人取調也、

廿七日 天氣

十八日 天氣

廿八日 天氣

十九日 曇天

廿九日 天氣、冷氣に候、

廿日 晴

九月

一月番へ御払米の儀に付、十町起会及割合候の処、中

朔日 昼より雨になる、

町分米六石四斗・麦壳石式斗割当り毎日老人分白米

一 昼過冷氣霰まぜり雨少間降申候、苦々敷事に候、

式合宛日々配分可致に申談候、石銀百式十匁替にて

二日 小雨

被仰付候、

三日 天氣

廿一日 先づ天氣、折々小雨催、

一 御祭礼蒸物客人停止の御触被仰付候、此節新米少し

一 今日御蔵米被仰付候、中町一組割に申談候旨に候、

づつ出る、石銀百四拾匁払候旨承る、

廿二日 雨折々

四日 天氣

廿三日 冷氣、雨少催候、

五日 天氣

廿四日 天氣

六日 雨天

廿五日 天氣、冷氣強候、

七日 天氣

世 八日 天氣

近 一十町名主、外に中町にて幸右衛門・又右衛門・清兵衛・勘左衛門・治兵衛・拙者、都合六人御召出扶食

掛りに被仰付候、

一御物主様御宅へ五町名主御召出、今日被仰付候御趣

意御懇に被仰付候、

節句(九日) 天氣

十日 雨天折々

一薩摩芋八百貫目間人屋七兵衛持及相對百十一文替、

上々芋風袋耆貫匁引、(腐リ)クサリ無之、

十一日 小雨

一小頭殿扶食懸(係)に被仰付候、今朝十四人は御召出し扶

食懸に被仰付候、中町は津居山屋八左衛門被仰付候、

十二日 晴

一昨夜五町差掛り米一件及示談候、瀬戸へ入津式百五

十石直段百七十匁申來候、今朝津八遣申候、

一夜に入、十町名主中起会、大坂買米一条の申談候、

高五百石御奉行所御勘定所願込申候、町方より野上

屋伝二郎相頼、十四日立出坂相決候、

十三日 天氣

一薩摩芋式表め三十五貫匁余買、代百十一文替、此間

中蚕豆喰申候、自是芋食にいたす心組に候、

十四日 天氣

十五日 天氣

十六日 天氣

一十町名主中起会いたす、筑前唐津屋義兵衛と申仁へ

山崎屋惣兵衛口入にて、米高千式百表及相對、石銀

百三十匁定、來西の四月切相廻候都合に申談候、

○天保七(一八三六)年の夏は、近畿地方をはじめ中部日本

以西の地方では例年になく梅雨明けが遅く、現在の曆でい

えば七月もそろそろ終ろうかという頃になって、ようやく

夏の空が見られるようになった。しかし吹く風が何となく

冷気を含み、秋の様だと記した人さえあった。この頃、東



〈表2〉 1836年9月の各地の気象 (天保7年8月10日～18日)

地点	天保七年八月									
	日	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	旧暦	10	11	12	13	14	15	16	17	18
豊岡	⊙	●コ	●ニ	●	⊙	⊙	⊙	⊙	●コ	⊙
養老	⊙	●	●	●	○	⊙	●	⊙	⊙	⊙
近江八幡	⊙	⊙-●	●	⊙-●	○	⊙	●-⊙	●-⊙	⊙	⊙
京都	⊙	⊙-●	●	●-⊙	⊙	⊙-●	●-⊙	⊙	⊙	⊙
池田	⊙	⊙-●	●	●-⊙	⊙	⊙	●-⊙	⊙-●	⊙	⊙
津	⊙	⊙●	⊙●	●●	⊙	⊙	●	○	⊙	⊙
奈良	⊙	●	●	●	⊙	⊙	●	⊙		
田原	⊙	●	⊙	⊙-●	⊙	⊙	●	⊙	⊙	⊙
伊勢	⊙	●	●	●-⊙	⊙	⊙	●	⊙	⊙	⊙
田辺	⊙	●	●	⊙-●	⊙	⊙-●	●-⊙	⊙	⊙	⊙
その他					近畿 中部 江戸 大風雨洪水					

- 快晴    ⊙ 霧    ●ツ 雨強し    ↘ 冷気になる  
 ⊙ 晴    ●コ 小雨    ●ニ 俄雨    — (天気経過を示す。  
 ⊙ 曇    ● 雨    ⊙ 強風    ⊙-⊙晴のち曇)

北日本ではさらに天候が悪く、晴れても冷たい北東の風が吹き、次第に冷夏の徴候が濃くなりつつあった。中部日本以西の夏も短く、今の暦の八月中旬には、早くも秋雨の季節に移り、連日のように雨が降続いた。結局天保七年の夏は、南から太平洋高気圧が日本に勢いよく張出すこともなく終って、後世にいう「天保凶作年群」の頂点となったのである。

このような夏のない年のダメージに追い討ちをかけるように、秋に台風がやってきた。但馬地方で八月十二日から十四日（現在の九月二十二日から二十四日）にかけて降った大雨は、その台風によるものである。当時の各地の天気記録をへ表2（前ページ）にまとめてみると、それがよくわかる。この時近畿から東海地方にかけての各地では、暴風雨となり、その被害についての記録が多数書残されている。これらの記録を総合すると、かなり強い台風が紀伊半島に上陸し、東海地方へと進んで行ったことが推定できる。豊岡は台風のコースからは少し隔たっていたため、暴風からは免れたものの、台風の湿った空気が秋雨前線に突当たって、大雨が降り、洪水が起こった。

この例のように、豊岡の天気記録を他の場所のものと一緒に合せてみることに、当時の天候の推移がたなごころを指すようによくわかるのである。

さらにこの大雨のあった日以後の「由利家公私之日記」には、米の相場が上がリ、飯米が極めて乏しくなってきた、その対応に腐心している様子が記されている。前に記した

ように、天保年間にはそれ以前にも東北日本を中心として、頻々と凶作年が現れたが、この天保七年の異常な夏の天候は、全国の稲作に大きな被害をもたらした。八月十二日から十四日にかけて近畿地方を襲った台風はそれに駄目を押しするような自然の暴威であった。「由利家公私之日記」は、この時代の自然と社会との係わりを伝える貴重な一記録である。